

## 壺之会会則

(名称)

第1条 本会は、壺之会と称する。

(目的)

第2条 本会は、税理士の社会的使命を果たすべく、税理士相互間の情報提供、問題提起、研修等を通じて、税理士自身の能力向上をはかり、クライアント(潜在的なそれをも含む)の要請に応じてゆこうとするものである。

(活動)

第3条

① 毎月1回以上、適宜の場所に集合し、それぞれの抱えている諸問題を中心に討議し、適切な解決方法を見いだすために、努力するものとする。  
※なお、この諸問題については、いわゆる税務・会計的な領域にとどまらず、広く、税理士活動に必要なさまざまな領域を対象とする。

② 税務調査などの税務行政、税理士会の活動状況、税法等の法制に関することがら等々についての情報交換をすること。

③ 税法・商法・民法等の、職務を遂行するために必要な法令・通達についての研修。

④ 事務所運営についてのノウハウの交換

(例)クライアントに対する報酬の決めかた

事務所職員の給与のありかた

コンピュータシステムの利用法

クライアント数の拡大法

⑤ 独占業務である税理士として、税務相談や租税教育の場を設け、税の相談に応じる。

(会員資格)

第4条 会員となることができる者は、税理士、あるいは税理士業に関連する資格等を所持している者その他税に興味のある者。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申し込み、申請後の定例会において会員の過半数の承認を受けなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

世話人

(職掌) 会員間の連絡

会場の確保

## 会計業務

(会費)

第7条 会員は、毎年6月30日までに別途定める会費を納めるものとする。  
なお、この会費は、会員相互の親睦をはかるための食事代等には充当しないものとする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は毎年6月1日より、翌年5月31日までとする。

ただし、第1期は平成27年6月20日より、翌年5月31日までとする。

各年度の会計報告は、会計年度末日より3ヶ月以内に行う。

(その他)

第9条 前条までに規定のない事項については、会員間で協議し、多数決によって決するものとする。

平成27年4月吉日